

# 橋(川原1号橋)流失のため

# 西部林道は通り抜けできません

屋久島灯台

○：屋久島灯台入口  
(カーブミラー3番)

屋久島灯台入口からカーブミラー35番  
まで約5.5km通行可能

▲：バリケード  
(カーブミラー43番)

×：橋流失箇所

通行止(約1.7km)

▲：バリケード  
(カーブミラー58番)

1車線始まりからカーブミラー58番  
まで約3.7km通行可能

○：1車線始まり(瀬切付近)  
(カーブミラー80番)



大川の滝

- ※ 西部林道のカーブミラーには全て番号が付けてあります。
- ※ 屋久島灯台入口から瀬切付近までの約11kmの区間においては、大雨警報発表かつ220mm/24時間を超える降雨量がある場合、暴風警報が発表された場合は、通行止めとします。

問合せ先

鹿児島県 熊毛支庁 屋久島事務所 建設課  
0997-46-2213